

## 航空事故調査報告書 (62-5)

## 正 誤 表

頁・行	誤	正
520006 上から 8 行目	まほか	のほか
560002 下から 8 行目	エンバス	エバンス
560003 上から 6 行目	エンバス	エバンス
560004 下から 15 行目	エンバス	エバンス
560006 付図-1	エンバス	エバンス
542006 上から 3 行目	入角指示灯が迫ってきたので、これを避けようとしてパワーを入れたが、同機は若干浮	入角指示灯
542006 上から 4 行目	上したのみで、滑走路を逸脱し、次いで同灯を進入角指示灯灯に接触して同灯を破損した	に接触して同灯を破損した

# 航空事故調査報告書

個人所有

エバンス式VP-1型自作飛行機

富山空港

昭和61年8月17日

昭和62年7月22日

航空事故調査委員会議決

委員長	武田	峻
委員	榎本	善臣
委員	西村	淳
委員	幸尾	治朗
委員	東	昭

## 1 航空事故調査の経過

### 1.1 航空事故の概要

個人所有エバンス式VP-1型自作飛行機は、昭和61年8月17日07時10分ごろ、富山空港に着陸滑走中、機首が左へ偏向し倒立して小破した。

同機には、機長のみが搭乗していたが、死傷はなかった。

### 1.2 航空事故調査の概要

#### 1.2.1 事故の通知及び調査組織

航空事故調査委員会は、昭和61年8月17日運輸大臣から事故発生の通報を受け、当該事故の調査を担当する主管調査官を指名した。

#### 1.2.2 調査の実施時期

**560002**

昭和61年 8月19日～20日 現場調査

1.2.3 原因関係者からの意見聴取

意見聴取を行った。

## 2 認定した事実

### 2.1 飛行の経過

エアバス式VP-1型自作飛行機は、昭和61年8月17日富山空港において、初めての試験飛行を実施するため、07時05分に同空港を離陸し、場周を1回(約4分間)飛行した後、滑走路02の進入端から約200メートル中心線から約5メートル左側に接地した。その後同機は、約100メートル滑走した時点で突然機首が左に偏向し始め、機長は右ラダー・ペダルを操作したが左への偏向を修正できず、このままでは滑走路を左へ逸脱すると判断し、強くブレーキを操作したところ、滑走路方位に対し左約90度に向きを変えて前方に倒立して停止した。

### 2.2 人の死亡、行方不明及び負傷

なし

### 2.3 航空機の損壊に関する情報

#### 2.3.1 損壊の程度

小 破

#### 2.3.2 航空機各部の損壊の状況

プロペラ	破 断
エンジン・マフラ	変 形

### 2.4 航空機以外の物件の損壊に関する情報

なし

### 2.5 乗組員に関する情報

機 長 男 性 36歳

自家用操縦士技能証明書 第5835号

**560003**

### 限定事項

飛行機陸上単発	昭和49年 5 月28日取得
三等航空整備士技能証明書	第1992号

### 限定事項

飛行機陸上単発	昭和51年 3 月27日取得
第 2 種航空身体検査証明書	第22530254号
有効期限	昭和62年 3 月20日
総飛行時間	120時間
同機での飛行時間	0時間
地上滑走	約20時間
ジャンプ飛行	32回

## 2.6 航空機に関する情報

### 2.6.1 航空機

型 式	エンバース式VP-1型
製 造	自 作
製造年月日	昭和58年10月

### 2.6. エンジン

フォルクス・ワーゲン(空冷・水平4気筒)	
排 気 量	1834cc
最大定格出力	60馬力
燃 料	自動車用ハイ・オクタン

## 2.7 気象に関する情報

富山地方気象台富山空港出張所の07時30分における気象観測値は、次のとおりであった。

視程 8 キロメートル	風向230度	風速 2 ノット	雲量 5 / 8 積雲
雲高1500フィート	温度25度C		

## 2.8 その他必要な事項

本事故の飛行に関し、航空法第11条第1項ただし書及び第28条第3項の許可は取得されていた。

**560004**

### 3 事実を認定した理由

#### 3.1 解析

3.1.1 機長は、同機については、不整地でのジャンプ飛行以外に着陸経験がなかったこと、また、同機が尾輪式でありブレーキ(両輪同時作動の手動式)が方向修正に利用できないこと、さらに当時の風が機首の左への偏向を助長するとみられる左背風(風向230度・風速2ノット)であったことなどから、着陸後の操作が適切に実施できず、このため機首の左への偏向を生じたものと推定される。

3.1.2 機長は、同機の機首が左に偏向した時点で、このままでは滑走路を左に逸脱すると判断し、滑走路内で停止させようとして急激なブレーキ操作を実施したため、機体が前方に倒立したものと推定される。

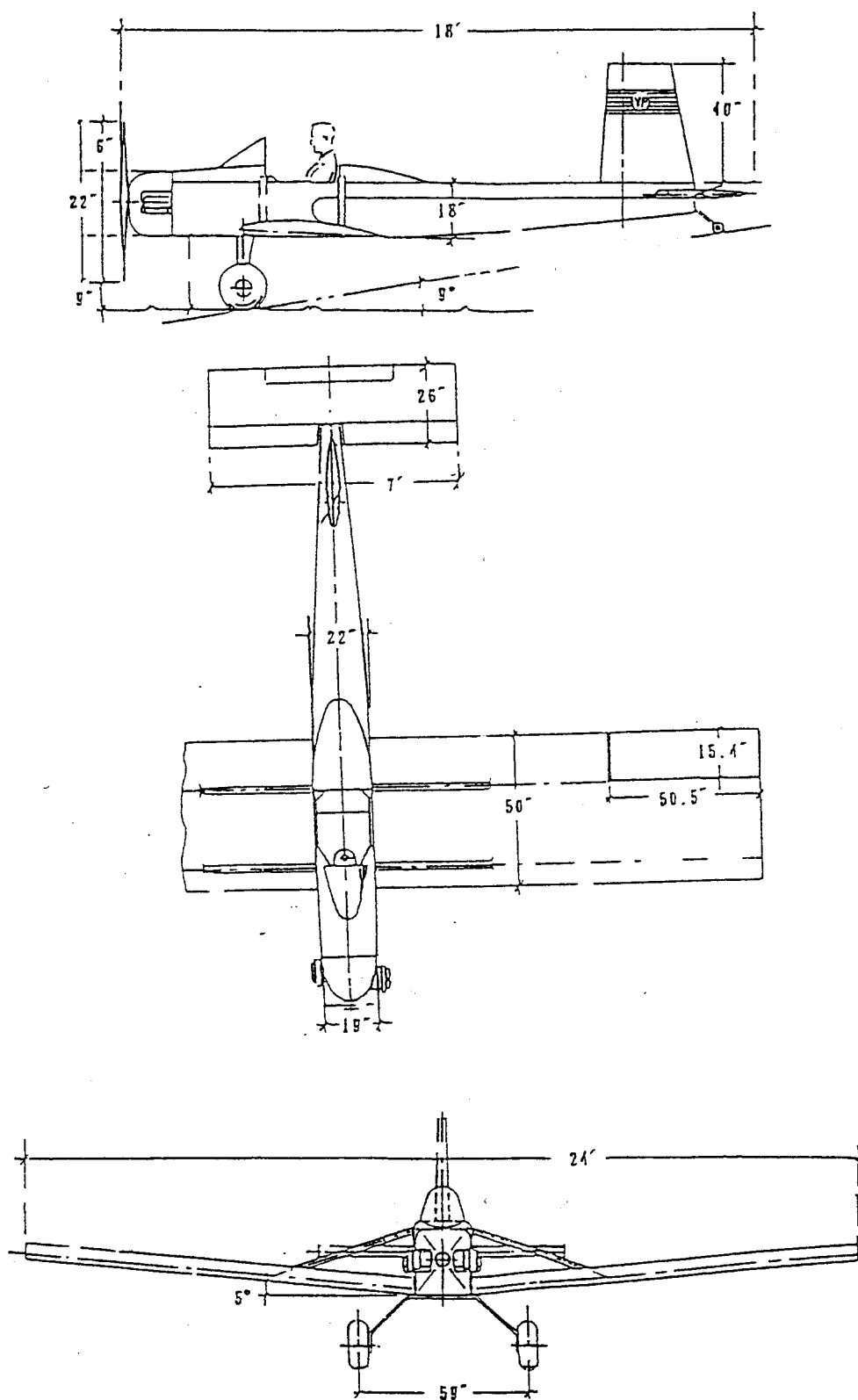
### 4 原因

本事故の原因は、着陸滑走中における方向制御に適切さを欠いたことにより機首が左へ偏向し、停止のための急激なブレーキ操作を実施したことによるものと推定される。

560005

# エンバス式VP-1型自作飛行機三面図

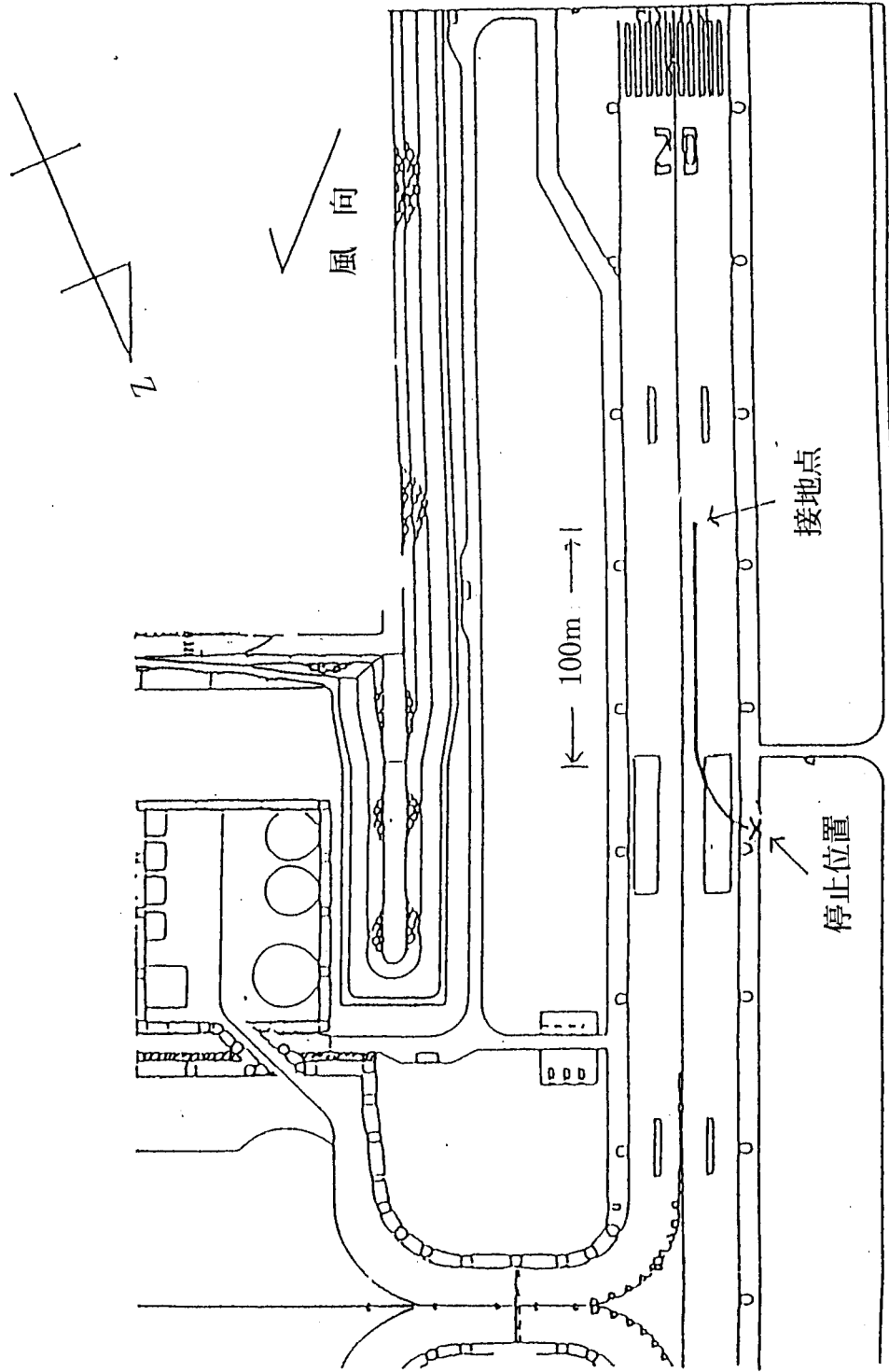
付図1



560006

# 現場見取図

付図2



560007